

## 福島第一原子力発電所事故に伴う放射能・放射線対策について

### 1 経緯

区は、平成 23 年 3 月に発生した福島第一原子力発電所事故以来、年度ごとに港区放射能・放射線対策対応方針を定め、区民の皆さんの不安を解消できるよう、様々な放射能・放射線対策に取り組んできました。

#### (1) 放射能対策

屋外プール水の放射能測定（平成 23～24 年度）

水道水の放射能測定（平成 23～24 年度）

砂場の砂の放射能測定（平成 23～25 年度）

給食・牛乳の放射能測定（平成 23～29 年度）

区内流通食品の放射能検査（平成 24～29 年度）

#### (2) 放射線対策

砂場・広場の放射線量測定（平成 23～29 年度）

放射線モニタリングポストによる常時測定（平成 23～29 年度）

放射線測定機器の貸出（平成 23～29 年度）

区民持込食品の放射性物質検査（平成 24～27 年度）

#### (3) その他

講演会（平成 23 年度）

（下線は平成 29 年度実施中の対策）

### 2 現状

福島第一原子力発電所は依然として廃炉となっておらず、放射能・放射線の拡散についての懸念や区民の不安が完全に解消しているとは言えない状況が続いています。

しかしながら、これまで 7 年間にわたる取組の中で、放射能・放射線測定数値は、いずれも基準値を大幅に下回り、安定的に推移していることが確認されています。

また、事故以来多数寄せられた区民からの不安の声や相談は平成 29 年 11 月現在ほとんどない状況にまで落ち着いており、測定機器の貸出件数も 29 年度は 0 件（23 年度は 192 件）となっています。

### 3 今後の対策

#### (1) 平成 29 年度で終了する対策

- 福島第一原子力発電所事故に起因する放射能・放射線対策として、検体等の放射能・放射線量を個別に測定する取組を平成 29 年度で終了します。

- ア 給食・牛乳の放射能測定
- イ 区内流通食品の放射能検査
- ウ 砂場・広場の放射線量測定

#### (2) 平成 30 年度以降も継続する対策

- 通常的环境監視体制に移行し、区内 2 カ所に設置しているモニタリングポストでの放射線量測定を継続し、新たに発生する可能性のあるリスクに迅速に対応できる体制を維持します。
- 通常業務の中で放射能・放射線に関する情報提供や安全確認等を行うとともに、区民の不安の声等に丁寧に対応します。また、国や東京都による「放射線量測定結果」「流通食品検査」等の実施状況を把握し、区民からの相談時に必要な情報を適切に案内します。

- ア 放射線モニタリングポストによる常時測定
- イ 放射線測定機器の貸出 (見直し※)
  - ※ 放射線測定機器貸出要綱を廃止し、貸出専用機器を通常業務用に切替えます。区民からの相談対応等に対しては、区職員による測定又は臨時の貸出しなど、柔軟かつ丁寧に対応します。
- ウ 通常業務の中で引き続き実施する取組
  - ①砂場の砂入替時に放射能検査済であることを確認する。
  - ②給食・牛乳の産地等を公表する。
  - ③健康不安に対する丁寧な相談対応及び情報提供を行う。